

業務委託契約約款（設計業務等（単債））新旧対照表

新	旧
<p>第1条から第33条第4項 省略</p> <p>5 受注者は、前項の期限までに超過額又は同項ただし書の規定により定められた金額の全部又は一部を返還しなかったときは、当該期限を経過した日から返還をする日までの期間の日数に応じ、返還しなかった金額に<u>年3パーセント</u>の割合（年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合とする。以下同じ。）を乗じて計算した金額を遅延利息として発注者に納付しなければならない。</p> <p>第33条第6項から第35条第2項 省略</p> <p>3 受注者は、前項の規定により前払金を返還する場合においては、当該前払金の支払いを受けた日の翌日から返還をする日までの期間の日数に応じ、当該返還をすべき前払金の額に<u>年3パーセント</u>の割合を乗じて計算した金額を違約金として発注者に納付しなければならない。</p> <p>第36条から第46条 省略</p> <p>（解除に伴う措置）</p> <p>第47条 受注者は、この契約が業務の完了前に解除された場合において、第33条の規定による前払金があったときは、解除が第40条、第41条、第41条の2又は第48条の2第1項第3号の規定によるときにあっては当該前払金の額（第36条の規定により部分引渡しをしているときは、その部分引渡しにおいて償却した前払金の額を控除した額）に、前払金の支払いを受けた日の翌日から返還をする日までの期間の日数に応じ、<u>年3パーセント</u>の割合を乗じて計算した額を利息として付した額を、解除が第39条、第43条、又は第44条の規定によるときにあっては当該前払金の額を発注者に返還しなければならない。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、この契約が業務の完了前に解除され、かつ、前条第2項の規定により既履行部分の引渡しが行われる場合において、第33条の規定による前払金があったときは、発注者は、当該前払金（第36条の規定による部分引渡しをしているときは、その部分引渡しにおいて償却した前払金の額を控除した額）を前条第3項の規定により定められた既履行部分委託料の額から控除する。この場合において、受領済みの前払金の額になお余剰があるときは、受注者は、解除が第40条、第41条、第41条の2又は第48条の2第1項第3号の規定によるときにあっては、当該余剰金の額に、前払金の支払いを受けた日の翌日から返還をする日までの期間の日数に応じ、当該余剰金の額に<u>年3パーセント</u>の割合を乗じて計算した額を利息として付した額を、解除が第39条、第43条、又は第44条の規定によるときにあっては当該余剰金の額を発注者に返還しなければならない。</p>	<p>第1条から第33条第4項 省略</p> <p>5 受注者は、前項の期限までに超過額又は同項ただし書の規定により定められた金額の全部又は一部を返還しなかったときは、当該期限を経過した日から返還をする日までの期間の日数に応じ、返還しなかった金額に<u>年2.5パーセント</u>の割合（年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合とする。以下同じ。）を乗じて計算した金額を遅延利息として発注者に納付しなければならない。</p> <p>第33条第6項から第35条第2項 省略</p> <p>3 受注者は、前項の規定により前払金を返還する場合においては、当該前払金の支払いを受けた日の翌日から返還をする日までの期間の日数に応じ、当該返還をすべき前払金の額に<u>年2.5パーセント</u>の割合を乗じて計算した金額を違約金として発注者に納付しなければならない。</p> <p>第36条から第46条 省略</p> <p>（解除に伴う措置）</p> <p>第47条 受注者は、この契約が業務の完了前に解除された場合において、第33条の規定による前払金があったときは、解除が第40条、第41条、第41条の2又は第48条の2第1項第3号の規定によるときにあっては当該前払金の額（第36条の規定により部分引渡しをしているときは、その部分引渡しにおいて償却した前払金の額を控除した額）に、前払金の支払いを受けた日の翌日から返還をする日までの期間の日数に応じ、<u>年2.5パーセント</u>の割合を乗じて計算した額を利息として付した額を、解除が第39条、第43条、又は第44条の規定によるときにあっては当該前払金の額を発注者に返還しなければならない。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、この契約が業務の完了前に解除され、かつ、前条第2項の規定により既履行部分の引渡しが行われる場合において、第33条の規定による前払金があったときは、発注者は、当該前払金（第36条の規定による部分引渡しをしているときは、その部分引渡しにおいて償却した前払金の額を控除した額）を前条第3項の規定により定められた既履行部分委託料の額から控除する。この場合において、受領済みの前払金の額になお余剰があるときは、受注者は、解除が第40条、第41条、第41条の2又は第48条の2第1項第3号の規定によるときにあっては、当該余剰金の額に、前払金の支払いを受けた日の翌日から返還をする日までの期間の日数に応じ、当該余剰金の額に<u>年2.5パーセント</u>の割合を乗じて計算した額を利息として付した額を、解除が第39条、第43条、又は第44条の規定によるときにあっては当該余剰金の額を発注者に返還しなければならない。</p>

業務委託契約約款（設計業務等（単債））新旧対照表

新	旧
<p>第47条第3項から第49条第1項 省略</p> <p>2 第31条第2項（第36条において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による委託料の全部又は一部の支払いが遅れた場合においては、受注者は、同項に規定する期間が満了する日の翌日から委託料の全部又は一部を受領する日までの期間の日数に応じ、当該委託料の全部又は一部の額に<u>年3パーセント</u>の割合を乗じて計算した額を遅延利息として発注者に請求することができる。</p> <p>第50条から第56条（略）</p>	<p>第47条第3項から第49条第1項 省略</p> <p>2 第31条第2項（第36条において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による委託料の全部又は一部の支払いが遅れた場合においては、受注者は、同項に規定する期間が満了する日の翌日から委託料の全部又は一部を受領する日までの期間の日数に応じ、当該委託料の全部又は一部の額に<u>年2.5パーセント</u>の割合を乗じて計算した額を遅延利息として発注者に請求することができる。</p> <p>第50条から第56条 省略</p>